

寄付金領収書(証明書)のご送付と寄付金控除のご案内

平素は AMDA の人道支援活動に対しまして温かいご理解を賜り御礼申し上げます。

そしてこの度は御寄付をお送りいただきまして誠にありがとうございました。緊急救援や、復興支援活動をはじめとする様々な AMDA の活動は皆様からのご支援で実施されています。貴い浄財をお気持ちに沿って大切に使用させていただきます。どうぞ今後とも AMDA の活動にご支援ご協力の程よろしく願い申し上げます。

なお AMDA : 特定非営利活動法人アムダは平成 25 年 5 月 8 日付で所轄庁から、**認定特定非営利活動法人(認定 NPO 法人)**として認定されました。これにより、皆さまからの御寄付が税法上の特例措置の対象となります。このことからご寄付いただきました全員の方に「寄付金領収書(証明書)」の発行をいたしております。「寄付金領収書(証明書)」発行を希望されない個人・法人の方は、次回ご入金の際にお申し出ください。

所得税(国税)の寄付金控除のご案内

■所得税

所得控除もしくは税額控除のどちらか有利な方法で所得税の控除を受けることができます。

(所得控除) 年間寄付金合計額－2 千円

(税額控除) (年間寄付金合計額－2 千円) ×40%

ただし、上記の計算上用いられる年間寄付金合計額は年金所得金額の 40%が上限となります。また、税額控除を選択した場合の税額控除額は発生した所得税額の 25%を上限とします。

■法人税

一定の金額を一般の寄付金とは別枠で損金の額に算入できます。

■相続税

遺言書による遺贈、または相続された方による相続財産の寄付部分に対して原則として相続税が免除されます。

*詳しくは所轄税務署へお問い合わせください。

■ご確認

*郵便振替でお振込の際にお手元に残る「振込金受領証」等の控えは大切に保管してください。

*控除の対象は、ご寄付のみとなります。年会費は控除の対象とはなりませんのでご了承ください。

*「寄付金領収書(証明書)」の御宛名は基本的に御寄付下さる際お知らせいただいた御名前となります。

*「寄付金領収書(証明書)」は申告時まで大切に保管してください。再発行はご容赦ください。

ご不明の点は、事務局までお問い合わせください。

国連経済社会理事会総合協議資格

AMDA : 認定特定非営利活動法人アムダ

〒700-0013 岡山県岡山市北区伊福町 3-31-1

Tel:086-252-7700 Fax:086-252-7717 E-mail:member@amda.or.jp